

江戸川区特別支援学校給食費補助金 Q&A

Q. 対象校を教えてください。

A. 国公立の特別支援学校に在籍しているお子様の保護者の方が対象です。私立特別支援学校は対象外です。

Q. いくらもらえますか。

A. 江戸川区立小中学校の給食費相当額になります。就学奨励費が区分Ⅱで給食費の半額補助を受けている場合は、区給食費の半額を支給します。

小学部 1・2 年	小学部 3・4 年	小学部 5・6 年	中学部 1～3 年
4,330 円	4,680 円	5,030 円	5,730 円

就学奨励費 支弁区分「Ⅱ段階」の場合半額

2,165 円	2,340 円	2,515 円	2,865 円
---------	---------	---------	---------

Q. なぜ保護者負担分を全額補助してくれないのですか。

A. 現在、江戸川区で行っている区立学校の給食費補助の拡大という位置づけの事業となりますので、区立学校在籍保護者への補助額を上限とさせていただいております。ご理解ください。

Q. 何月分からもらえますか。

A. 区立小中の無償化の開始に合わせて令和 5 年 9 月分から遡って支給します。転校や転出入がない場合は 9 月～3 月の 7 か月分を支給します。

Q. いつ補助金をもらえますか。

A. 令和 6 年 4 月を予定しています。詳細は 3 月上旬に送付する結果通知でお知らせします。

Q. もっと早く支給してほしいのですが。

A. 令和 6 年 3 月分までの支給額を計算し、まとめてお支払いする予定です。3 月分までの支給額が確定してからの支給となるためご理解ください。

Q. 申請書はいつ届きますか。

A. 1 月 15 日発送予定です。

Q. 口座情報を書くところが申請書にない。

A. 申請後、支給対象者となる場合に補助金の請求書を 3 月に提出してもらいます。その請求書に口座情報を記入のうえ通帳コピーを添付してください。請求書は 3 月上旬にご自宅に郵送する審査結果通知に同封します。補助金の支給までに 2 回書類を提出していただきますので、ご注意ください。

Q. 必要な添付書類はありますか。

A. 就学奨励費の支弁区分決定通知書が必要です。就学奨励費ではない補助を受けている場合はその補助の内容がわかる書類を添付してください。

Q. 東京都が支弁区分を出しているのに、なぜ支弁区分通知書が必要なのですか。

A. 個人情報にあたるため、東京都から情報を提供しないと言われております。支弁区分が不明だと、お客様への補助額を決定することができず、支給ができません。ご理解ください。

Q. 支弁区分決定通知書を紛失してしまいました。

A. 発行元である在籍校で再発行が可能なので、在籍校にご相談ください。また、支払通知書でも申請が可能です。

Q. 生活保護受給世帯だが、支弁区分通知書の提出は必要ですか。そもそも、申請が必要なのか。

A. 生活保護受給世帯であれば、給食費補助の支給対象外です。ご申請いただいても支給されませんので、ご申請の必要はありません。ただし、このお電話ではお客様が生活保護受給世帯であるかわかりませんので、ご承知おきください。

Q. 外国籍でも対象になりますか。

A. 対象です。申請書を提出してください。

Q. 兄弟・姉妹がいますが申請書は一人一枚ですか。

A. 一人一枚です。

Q. 月の途中で江戸川区に転入してきた場合の支給額を教えてください。

A. 在籍・在住の日数に応じて日割りで計算します。

【補足】在籍日数別支給額一覧をご参照ください。土日祝もカウントします。

(例) 1/22～転入・転校した小1：2,500円(1月日割分) + 8,660円(2.3月分) = 11,160円

Q. 月の途中で江戸川区から転出した場合の支給額を教えてください。

A. その月の1日に在籍している場合は月額満額支給されます。

【補足】転出の場合は得します。

(例) 1/15に転出した小1：21,650円(9～1月分)

Q. 9月以降院内学級に転校し、退院したため特別支援学校に再度転校しました。支給額を教えてください。

A. 月の1日に特別支援学校に在籍していたか、いつ転校したかで日割りで計算します。